

指定管理者制度導入基本方針

令和5年4月 改訂



群馬県みなかみ町

目 次

指定管理者制度の概要

1	指定管理者制度の創設	1
2	制度の目的	1
3	管理委託制度と指定管理者制度の相違	2
4	指定管理者に関する事項	3
5	条例で規定すべき事項	3
6	指定の期間に関する事項	5
7	指定の方法に関する事項	5
8	事業報告の提出に関する事項	5

導入に向けて

9	公の管理主体に関する考え方（存続か否かの洗い出し）	6
10	制度導入スケジュール	8
11	制度導入検討施設	10
12	募集方針	11
13	条例の制定・改正	12
14	指定の期間	12
15	指定管理料（委託料）	13
16	予算措置	13
17	利用料金制	13
18	指定管理候補者の選定	14
19	指定管理者の決定	15
20	協定	16
21	個人情報の保護	16
22	指定管理者の指定後における留意事項	17
23	事業報告書の検証・検討	17
24	指示の取り消し・管理業務の停止	17
25	その他	18

指定管理者の概要

1 指定管理者制度の創設

- ◇ これまで、公の施設〔法第 244 条〕の管理運営を受託できる主体は、公共性を有する団体（後述）に限られていたため、民間事業者等による管理運営は認められていなかった。しかし、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するためには民間等が有するノウハウを活用する事が有効であること、また、民間であっても十分にサービス提供の担い手となりうる主体が増加してきている状況等にあることから「地方分権改革推進会議」や「総合規制改革会議」などにおける一連の規制改革の議論の中で、施設管理の主体に関する制限を見直しすることなどが指摘されていた。これらを踏まえて、平成 15 年に指定管理者制度が創出された。

指定管理者制度創設までの経緯

- 平成 14 年 7 月 23 日 総合規制改革会議
(官から民への事業移管の推進～公の施設の受託管理者の拡大～)
- 平成 14 年 8 月 28 日 総務省 制度・政策改革ビジョン
(公の施設の管理受託者の範囲を株式会社等の民間主体へ拡大する検討)
- 平成 14 年 10 月 31 日 地方分権改革推進会議
(地方自治法 244 条の 2 に基づく公の施設の管理受託者の範囲の拡大)
- 平成 14 年 12 月 12 日 総合規制改革会議
(一定の条件下での利用料金の決定等を含めた管理委託を地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことが出来るように現行制度を改正すべきである)
- 平成 15 年 3 月 17 日 第 156 回通常国会
(地方自治法の一部を改正する法律案提出)
- 平成 15 年 6 月 6 日 同法可決
- 平成 15 年 9 月 2 日 同法施行

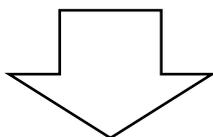
2 制度の目的

- ◇ 指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の削減等を図る事を目的とするもの。」(総務省通知)である。

3 管理委託制度と指定管理者制度の相違

(改正前) 管理委託制度

- ◇ 地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理者・受託者が執行（民間事業者は対象外）
 - ・ 公共団体 : 土地改良区、水害予防組合などの公法人
 - ・ 公共的団体 : 農協、生協、赤十字社などの公共的な活動を営むもの
 - ・ 1/2 以上の出資法人等 : (株)月夜野振興公社、(株)水の故郷 等



(改正後) 指定管理者制度

- ◇ 地方公共団体の指定を受けた法人その他の団体が「指定管理者」として管理を代行（民間事業者も参入可能）
 - ・ 公の施設の管理を委ねることが出来る相手方の範囲が拡大
 - ・ 管理主体は法人その他の団体であれば足り、議会の議決を経て指定
 - ・ 契約による委託（管理委託制度）から、指定という行政処分により管理権限を委任する管理代行制度へ
 - ・ 施設利用に関する処分権限（使用の許可）も業務として委ねることが可能

【個別法との関係】



公の施設の管理主体が「個別の法律」によって限定されている施設は、個別の法律が地方自治法に優先するための指定管理者制度をとることはできない。

例) 学校

学校教育法第 5 条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の経費を負担する。



個別の法律で管理主体が制限されていない場合は、法令上、指定管理者制度をとることが可能となる。しかし、職員配置や業務等について個別法により定めがある場合は、当該法令が優先適用されるため、指定管理者が行いうる業務に制約が生じる場合もある。

4 指定管理者に関する事項

- ◇ 指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理権限を委任するものであり、従来、管理主体となり得なかった株式会社など営利事業者等も施設の管理を行うことが可能となったものである。(総務省通知)

⇒ 個人は指定管理者になることはできない。(法人格は不要ではあるが、「団体」であることが必要)

⇒ 指定管理者は、「指定」により施設の管理権限を委任(管理代行)されるが、法令等により地方公共団体の長のみが行うこととされている行為は行うことはできない。

- | | | | |
|---------------|---------------|---|---------|
| 例)・使用料の強制徴収 | (法第 231 条の 3) | } | (総務省通知) |
| ・行政財産の目的外使用許可 | (法第 238 条の 4) | | |
| ・不服申し立てに対する決定 | (法第 244 条の 4) | | |

⇒ 管理委託制度の下では行うことができなかった施設の使用許可事務も行うことが可能となった。(ただし、業務の範囲として条例に規定することを要する。)

⇒ 指定管理者は、施設の設置目的に沿って包括的管理を行うのであるが、管理に係る業務を一括して更に第三者へ委託することはできない。ただし、施設の清掃や警備といった個々の業務を第三者に委託することは可能。

5 条例で規定すべき事項(法第 244 条の 2 第 3 項、4 項)

- ◇ 指定管理者制度を導入するにあたって地方自治法、国(総務省)の通知により必要とされている事項は次のとおり。

① 指定管理者制度の採用

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、設置条例にその旨規定することを要する。

② 指定の手続

申請の方法や選定基準、選定結果の公表等の「指定の手続き」は条例に規定する事を要する。なお、指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。よって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく入札の対象とはならない。

選定基準（総務省通知）

申請にあたっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては次のような事項を定めておく方法が望ましいとされている。

- ・ 住民の平等利用が確保されること。
- ・ 事業計画の内容が、施設の効果を最大限発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・ 事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力、人的能力を有していること。

③ 管理の基準

住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（※）の設定は指定管理者に委ねるのではなく、地方公共団体が施設の設置者としての責任で定めるべき事項とされており、条例に規定することを要する。

なお、細目にわたる事項については条例により町が定める規則に委任することは差し支えないとされている。

※ 休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報の取扱い、管理の観点から必要な業務運営の基本的事項等

④ 業務の範囲

指定管理者が行う施設管理の具体的業務の範囲は条例に規定することを要する。

業務の範囲（例）

- ・ 使用の許可に関する業務
- ・ 施設の運営に関する業務
- ・ 施設の維持管理に関する業務



詳細な事項については町と指定管理者間で協議し、協定等を締結することが適当。

⑤ その他必要な事項

施設の目的や態様等に応じて必要な事項は条例に規定することを要する。

6 指定の期間に関する事項（法第 244 条の 2 第 5 項）

- ◇ 指定管理者の指定は期間を定めて行う。この趣旨は指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が見直す機会を設けることが適切であるとされているためである。
- ◇ 指定期間について法令上特段定めはないが、合理的理由もなく長時間の指定を行うことは不適切であるとされ、地方公共団体が施設の目的や実情を勘案して適切に定めることとされている。

7 指定の方法に関する事項（法第 244 条の 2 第 6 項）

- ◇ 指定管理者を指定しようとする場合は予め議会の議決を経ることが必要である。

なお、指定にあたって議決すべき事項は次のとおりとされている。

議決すべき事項（総務省通知）

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ・ 指定管理者となる団体の名称
- ・ 指定の期間

8 事業報告書の提出に関する事項（法第 244 条の 2 第 7 項）

- ◇ 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、地方公共団体へ提出することが義務づけられている。
- ◇ 事業報告書に記載されるべき内容は、施設の管理実態の把握に必要な事項とされ、地方公共団体が定めるものである。

事業報告書に記載されるべき内容（総務省通知）

- ・ 管理業務の実施状況
- ・ 施設の利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・ 料金収入の実績や管理経費の収支状況 等

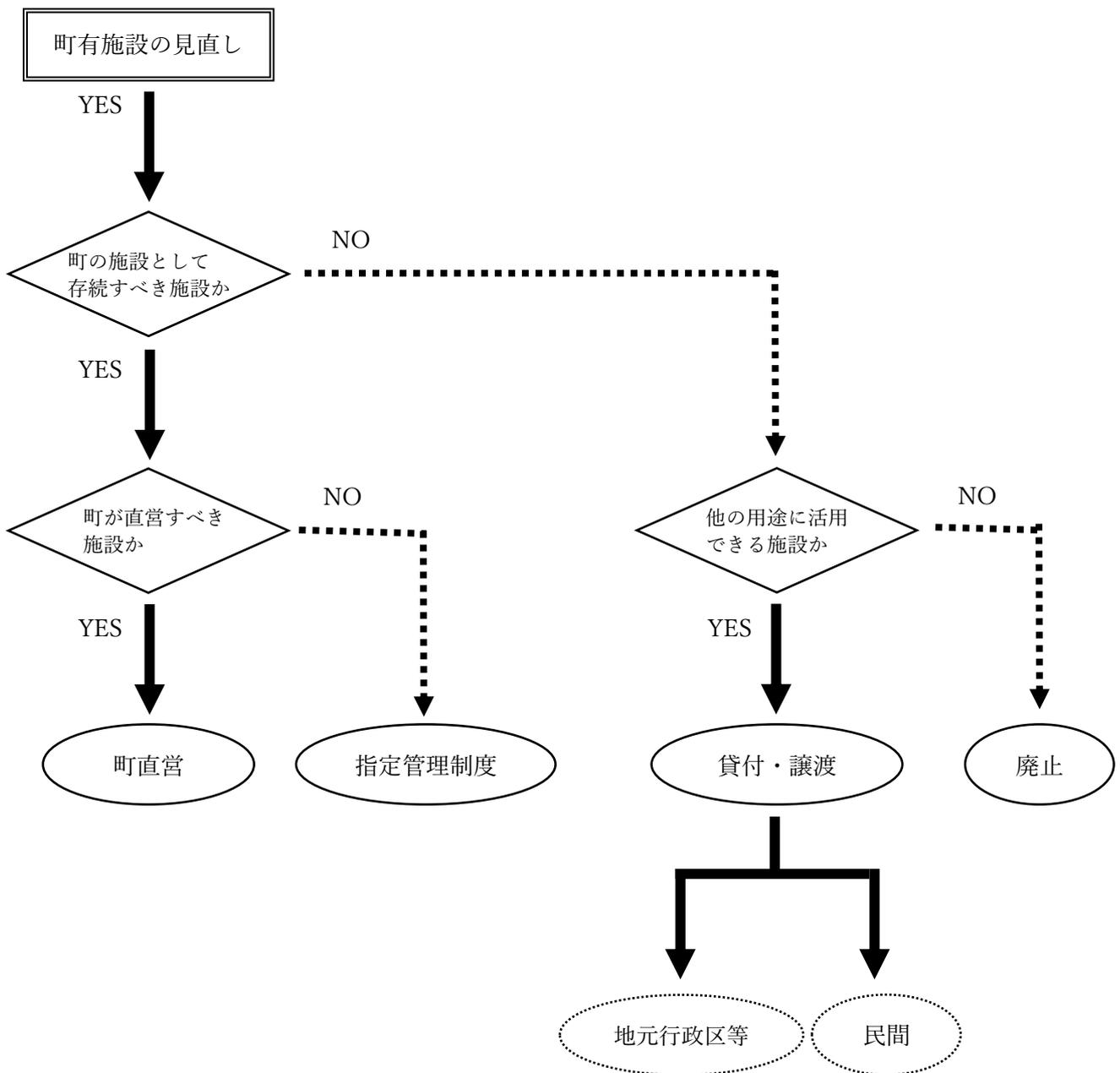
9 公の施設の管理主体に関する考え方

指定管理者制度の導入に合わせ、公の施設の設置目的や果たすべき役割等を踏まえながら、次のフローチャートに従い、施設のあり方や管理運営方法を根本的に見直し、「公の施設として存続すべきか」、「直営すべきか」、「指定管理者制度を導入すべきか」等について検討する。

(具体的なポイントは次項「◎町有施設の見直しに関する考え方」を参照)

特に、施設利用者の状況等から地元行政区に密着している施設については、施設の移譲を働きかけるとともに、管理運営経費の負担のあり方等について再度検討する。

また、指定管理者制度を導入した施設については、指定期間の最終年度に同様の検討を行うこととする。



◎町有施設の見直しに関する考え方

1 町の施設として存続する施設

<判断ポイント>

- ・町の責任でサービスを提供する必要がある施設
- ・町の施策と一体性が強く、町の果たすべき責任が大きい施設
- ・廃止することにより、町民の日常生活に支障をきたす施設

① 町が直営管理すべき施設

<判断ポイント>

- ・町が直接管理しなければならない法的な根拠がある施設
- ・業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設
- ・民間活用が不適切（コスト削減、サービス向上が見込めない）と判断した施設
- ・町の施策との一体性が特に強く、町の果たすべき責任が顕著である施設
- ・高度の公平性・中立性が求められる施設
- ・個人情報保護のため、直営でなければ管理運営が困難な施設

② 指定管理者による管理が望ましい施設

<判断ポイント>

- ・民間事業者等が有する経営ノウハウにより、利用者へのサービス向上が期待できる施設
- ・民間事業者等に管理を委ねることによりコスト削減（あるいは収入増）が期待できる施設
- ・民間事業者等が町と同様又は類似の施設を設置しており、町の施設が民間の施設と競合している施設
- ・民間活用により施設価値を高め、新たな事業展開が期待できる施設
- ・利用料金収入などがあり、管理運営費の一部を賄うことができる収益性の高い施設
- ・地域及び民間活用により、地域活性化等が期待できる施設
- ・単純な管理業務が主となっている施設
- ・施設の公平性・中立性が損なわれない施設

2 町の公の施設として存続する必要のない施設

<判断ポイント>

- ・町の施策と一体性が弱く、町の果たすべき責任が小さい施設
- ・既に県や民間でサービスが行われており、今後とも町でサービスする必要性に乏しい施設
- ・中核施設としての役割を終えた、設置目的が達成されたなど、町として今後もサービスを継続する責任が小さい施設、あるいは、無い施設。
- ・施設を廃止することにより町民の日常生活に大きな支障をきたさない施設。

① 移譲を検討すべき施設

<判断ポイント>

- ・広域を対象とした施設ではなく、近隣住民の利用に限定されている施設
→ 地元等へ移譲
- ・他の施設との一体的利用によりサービスが向上する施設
- ・民間によるサービスが定着し、民間によるサービス提供が効率的である施設
→ 民間へ移譲

② 廃止を検討すべき施設

<判断ポイント>

- ・社会経済情勢の変化に伴い、公の施設として役割を終え、老朽化等により施設の維持修繕にかなりの負担が見込まれ、その経費を確保できる見込みのない施設
- ・施設の利用率が低下しており、今後の向上も見込めない施設
- ・移譲先がない施設

10 制度導入手続き

(1) 現に指定管理制度を導入している施設

- ◇ 指定期間の最終年度において、前記 9 に基づく検討結果を踏まえ手続きを行う。(次項「◎制度導入スケジュール」参照)

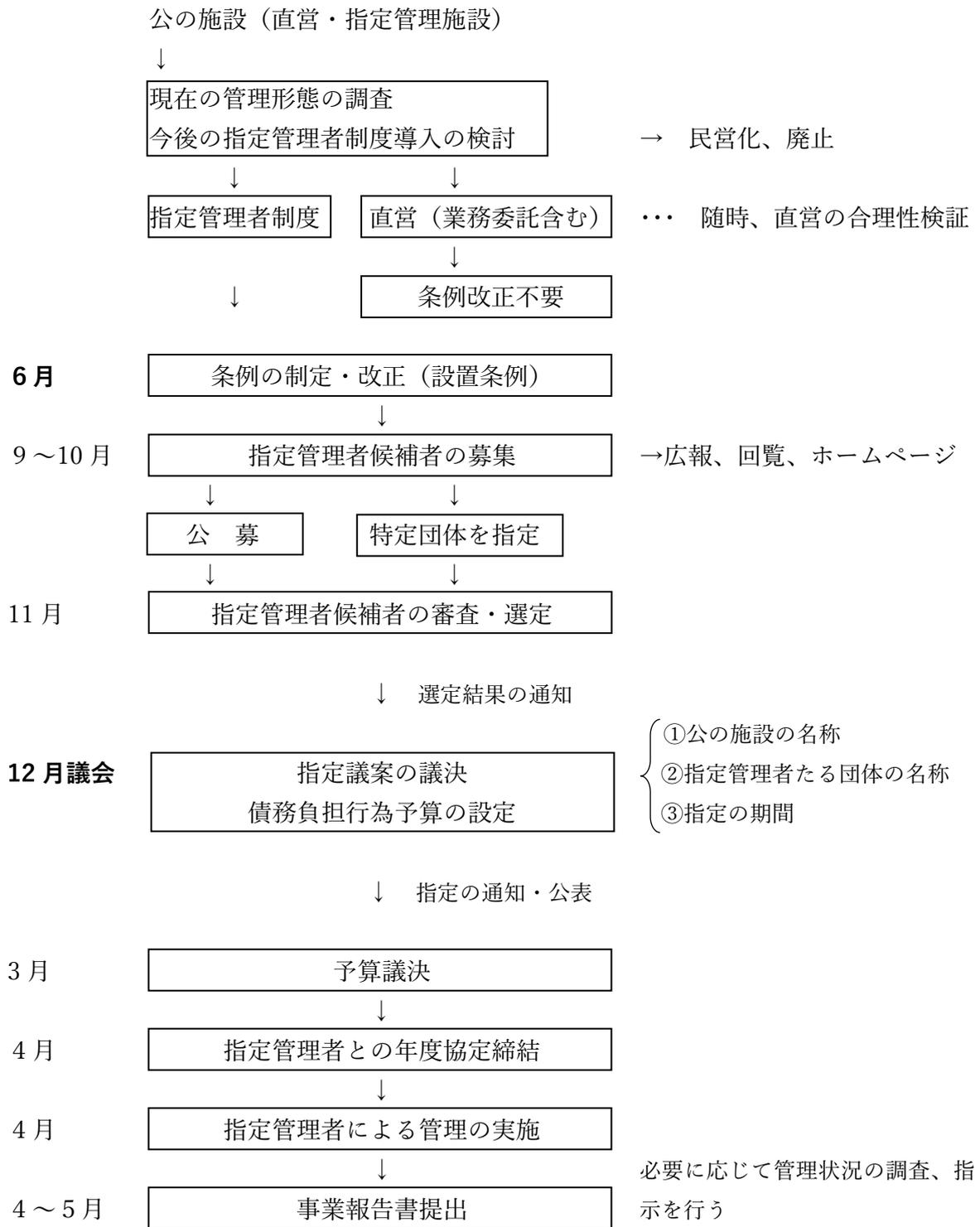
(2) 直営から指定管理者制度を導入する施設

- ◇ 準備が整い次第、順次移行することを基本とする。

(3) 新規開設施設

- ◇ 直営管理にする特段の事情がない場合は、開設に合わせて、指定管理者制度導入の検討を行うこととする。

◎制度導入スケジュール



1.1 制度導入検討施設

(1) 公募する施設

指定管理者は、町が責任をもってサービス提供を行う公の施設の管理運営を行うことから、以下の手続により指定管理者として最も適切な者を選定するものとする。

なお、施設の設置目的を効果的に達成するために必要がある場合は、応募資格として一定の条件を付すことができるものとする。

- ◇ 指定管理者候補の選定は、原則として公募により行う。
- ◇ 公の施設で指定管理者制度を導入する施設を次のように分ける。
 - ①一施設ごとに公募を行う施設。
 - ②施設相互の連携により相乗効果が見込まれ、一体的な運営が必要なため、複数の施設を一括して公募する施設。

(2) 公募せず特定の団体を指定する施設

- ◇ 公の施設のうち、施設の設置目的や性格、現行受託団体の設立経緯や管理の実績等を総合的に勘案し、次のような施設や公募を行わず指定する施設。
 - ① 現行受託団体が町の施策との一体性が強い場合や民間市場が成熟していない場合、施設の管理運営に公平性・中立性・専門性が強く求められる場合など、施設の性質や特性から、特定の団体に管理運営を行わせることが適当な施設
 - ② 地域との共同によって運営する施設
 - ③ 施設に隣接する施設の管理運営法人等を指定することにより、効率的・効果的な管理運営が確保される施設
 - ④ 公募による指定により、町が負担するトータルコストが増える施設
 - ⑤ 高齢者、障害者などの地域雇用を確保する施設
 - ⑥ 利用者とのつながりや地域密着度が高い施設
 - ⑦ 利用料金収入など経済的なインセンティブが期待できない施設
 - ⑧ 緊急に指定管理者を指定しなければならない施設 等

1.2 募集方針

(1) 募集要項の作成等

- ◇ 公募にあたっては、地域経済の活性化や町内雇用確保の観点から、原則として町内に本店又は主たる事業所を有する法人等を対象とする。
 また、町外に本店又は主たる事業所を有する法人であっても、町内雇用確保の観点を積極的に理解し町の地域経済の活性化に寄与しようとする法人等である場合は対象とする。
 なお、複数の法人等で共同して申請する場合も、代表及びそれ以外のすべての構成員が町の活性化や雇用確保に積極的に取り組むことを条件とし、代表の法人等は、施設の管理を行うなど主たる業務を行うものとする。
 その他、応募者の資格の制限は必要最小限のものとするが、以下のような場合には、応募の資格がないものとする。
 - ① 町税等の滞納者
 - ② みなかみ町又は群馬県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ みなかみ町又は群馬県の指名停止となる措置要件に該当していると認められる者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きを行っている者
- ◇ 指定管理者候補者の公募にあたっては、「募集要項」を作成する。
- ◇ 募集要項に明記する「業務の範囲」については、応募者が管理業務への参入の検討が行うことができるよう、指定管理者に要求するサービス水準や施設・設備の維持管理基準等を明確にする。
- ◇ 公募に関する情報提供は、次の方法により行う。
 - ① 担当課での資料配付
 - ② ホームページへの掲載
 - ③ 広報誌への掲載
- ◇ 施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ◇ 応募予定者に施設の状況を提供するため、必要に応じて現地説明会を開催する。
- ◇ 公募する施設については、募集要項（資料）を作成し、管理の基準、管理業務の範囲等を周知する。

1.3 条例の制定・改正

- ◇ 指定管理者制度の指定手続きに関する一般通則を定める「手続条例」と、公の施設の設置を規定した「設置条例」の二種類の条例を整備し、両条例を連動して指定管理者制度を運用する。

1.4 指定の期間

- (a) 新規指定時：3年（(c) に該当する場合を除く）
指定管理者制度導入の効果を検証し、必要に応じて指定管理業務の見直しを行うため。
- (b) 再指定時：3年又は5年（(c) 又は (d) に該当する場合を除く）
指定管理業務の定期的な見直し、新規参入機会の確保及び財源的な見通しの確認のため、以下の基準に基づき指定をする（詳細は下記基準を参照）。
 - (b-1) 公募により選定する場合に、指定管理業務の大部分が維持管理、貸館等である施設及び (b-2) に該当しない施設並びに非公募により指定管理者を選定する施設 3年
 - (b-2) 公募により選定する場合に、指定管理業務の性格から、管理運営の安定・適正化を図るために、より長期間の指定が必要と認められる施設 5年
- (c) 町が支払う管理費用に係る債務負担行為限度額が多額となる施設（目安：総額●●円以上の場合等その他特別の理由のある施設：適切な期間を個別に検討

※ 指定期間の基準

施設の性格	指定の期間
1 指定管理業務の大部分が維持管理、貸館等である施設	3年
2 新規導入施設	
3 非公募により指定管理者を選定する施設 等	
4 指定管理者による初期設備投資が必要で、かつ、減価償却や機器賃借等と同程度の期間にしないと、安定した管理運営が困難な施設	5年
5 専門性を必要とする業務であり、かつ、業務の習熟、人材育成、運営ノウハウの蓄積等が十分に行われないと、管理運営が適正に行われない恐れがある施設	
6 入所者、特定の長期利用者等がおり、かつ、短期的に管理運営者が変更した場合に当該者の施設利用の便益等に著しく支障が生じるおそれがある施設 等	

※1 その他特別な理由がある場合は、個別に検討する。

1.5 指定管理料（委託料）

◇ 指定管理料の決定方法

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、施設の性格・目的に応じて、次のいずれかの方法による。

- ① 利用料金のみとする
- ② 一部を利用料金、残りを町からの指定管理料とする。
- ③ 町からの指定管理料のみとする。
- ④ 利用料金を収受せず、町からの指定管理料もなしとする。

※ 上記②及び③の場合は、あらかじめ、町が指定管理者に支払う指定管理料の基準額を算定し、基準額の範囲内において指定管理料を決定する（年度協定書に定める）。

◇ 指定管理料の変更

町の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合や社会経済情勢の大幅な変動があった場合等は、町と指定管理者との協議により指定管理料を増額又は減額できるものとする。

◇ 指定管理料の支払い方法

- ① 年度協定書に示すこととする。
- ② 指定管理者が協定書の定めを遵守した上で、施設の効果的・効率的運営に努めたことにより、協定で定めた指定管理料と管理に要した経費との間に差額が生じた場合は、指定管理者の収益とし、指定管理料の変更は行わないものとする。

1.6 予算措置

◇ 指定管理者候補者の募集、選定行為は、指定を行うための事前準備行為として整理し、その段階での予算措置は不要とする。

◇ 町は指定期間が複数年度にわたり、かつ、町から指定管理者に対して委託料を支出することが見込まれる場合には、債務負担行為を設定することとする。

※ 但し、指定管理料の支払いが想定されない場合は不要である。

◇ 土地賃借料、温泉使用料など指定管理料以外の町からの支出がある場合は、わかりやすく、公の施設毎に予算管理を行うこと。

1.7 利用料金制

利用料金制は、「公の施設」の使用料（利用料金）は、当該指定管理者の収入として収受させることができ（法第244条の2第8項）、そして、当該利用料金は公益上必要があると認める場合を除いて、条例の定めるところにより、指定管理者が定めることができる（法第244条の2第9項）制度である。

- ◇ 利用料金制は、指定管理者による効率的な経営に向けた経済的インセンティブの発揮に有効であるほか、会計事務の省力化にもつながることから、施設の性格・設置目的を踏まえて、積極的に導入の検討を行う。
→「使用料の徴収」ではなく、「利用料金制を採用」する。
- ◇ 公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める「承認料金制」は、施設経営の基本的な要素である料金設定についてある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障をきたすことのないよう公的なチェック機能を定めた制度であり、施設によって導入を検討する。
- ◇ 利用料金制以外に使用料制を導入する場合、指定管理者のインセンティブを發揮させる方法として、「奨励金」の手法によることも考えられる。

※ 地方財務実務提要引用「利用料金制度は指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図ろうとするものです。ただ、利用料金収入は指定管理者の負担するコストを必ずすべて賄うことになっているとは限らない（もっとも、これは使用料が関係するコストをすべて賄うことになっているとは限らないのと同様と考えられます）ため、利用料金を収受する指定管理者に対して委託費を交付することもありうると思われれます。～省略～なお、公の施設の管理費に対する料金収入の不足分を自動的に委託費として交付することにつきましては、利用料金制度の趣旨からできないものと考えられま

1.8 指定管理候補者の選定

(1) 選定組織

- ◇ 公募による指定管理者の選定を行うための組織として「みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会」を設置する。委員会の事務局は財政課に置く。（設置要綱）
- ◇ 委員会は、申請者から提出された事業計画書等を基に、公の施設におけるサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるかを、管理運営コスト、サービス提供の手法、施設管理の能力（物的・人的能力）等の観点から総合的に評価し選定を行う。
選定委員は、外部委員の選定にあたっては、審査の客観性・公平性を確保するため、応募団体と利害関係のないものを選定する。
- ◇ 公募を行った施設の所管課は、応募団体から提出された書類等、必要事項を十分に整理し、委員会に付議する。仮に応募した団体が一団体であっても、指定管理者としての適格性等を判断する観点から、委員会への付議手順を経るものとする。

- ◇ 公募によらず指定管理者候補者を選定する施設にあつては、委員会に諮ることなく、施設所管課においては審査を行い、町長決裁（総務課・財政課の合議を含む）をもって指定管理者候補者を決定する。ただし、町長の諮問に応じ、委員会で公募による選定と同様の観点から総合的に評価し選定を行うことが出来るものとする。

(2) 選定基準

- ◇ 公の施設の事業内容は様々であるが、その違いにかかわらず、次の事項を共通の選定基準とする。
 - ① 施設の設置目的を達成できるものであること
 - ② 町民の平等利用が確保されること
 - ③ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること
 - ④ 事業計画書の内容が、管理経費の縮減を図れるものであること
 - ⑤ 事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること
 - ⑥ 個人情報の保護が図られているものであること 等
- ◇ なお、施設の設置目的や性格等を踏まえて必要となる基準がある場合は適宜追加できるものとする。
- ◇ 施設所管課は、施設の設置目的や性格、利用状況等を勘案し、具体的な審査細目及び配点の検討を行う。

(3) 選定結果の通知

- ◇ 選定後はその結果を全ての申請者に通知するものとする。

1 9 指定管理者の決定

- ◇ 指定管理者を指定する際にはあらかじめ議会の議決を経ることが必要となる。よって、指定管理者候補者を選定した後は、指定管理者を指定するための議案を議会に提案する。
- ◇ 指定議案に明記すべき事項は次のとおりである。
 - ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - ② 指定管理者となる団体の名称
 - ③ 指定の期間
- ◇ 指定管理者への「指定の通知」（行政処分）は、指定議案が議決された後、速やかに行うものとする。

20 協定

- ◇ 指定の通知後、町と指定管理者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等を基に、施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結する。
- ※ 指定は契約行為ではなく行政処分であることから契約書ではなく協定書とする。
- ◇ 協定は、「基本協定」と「年度協定」の二種類の協定を締結する。
- ◇ 基本協定は指定期間全体を通じて適用する事項について定め、年度協定は毎年度取り決めるべき事項について定めるものである。
- ※ 年度ごとに指定管理料の算定方法が変わるため指定管理料の額が増減する場合などは、基本協定に定めるのではなく、年度協定で定めるものとする。

21 個人情報の保護

- ◇ 指定管理者制度では、施設の管理権限が指定管理者に委任されるため、指定管理者も町と同等に個人情報の保護を図ることが必須である。よって、町は指定管理者に対して、公の施設の管理を通じて取得した個人情報の適正な管理を図るための体制整備を求めるとともに、守秘義務や目的外利用の禁止等、必要な措置を協定書の中に明記するものとする。

みなかみ町個人情報保護条例 第12条

実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託し、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は指定管理者は、安全確保の措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務又は指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該事務又は業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2.2 指定管理者の指定後における留意事項

- ◇ 指定管理者による管理の実施後は、施設管理が適正に行われているかを監視することが町の責務となる。

施設の利用状況や経理の執行状況をはじめ、当初の事業計画に沿った運営がなされているかなどを定期または随時に調査・確認することが必要となることから、施設所管課は、その具体的実施方法（調査内容、頻度等）を事前に検討し、協定等に定めるものとする。

- 随時報告を求める事例（例）
 - ①施設において事故が生じたとき
 - ②施設又は物品が滅失し、又は毀損したとき
 - ③指定管理者の定款等に変更があったとき
 - ④事業計画の重要な部分を変更するとき 等

- 定期的に報告を求める事項（例）
 - ①使用料等の収入の状況
 - ②管理に係る経費の執行状況
 - ③事業報告書 等

2.3 事業報告書の検証・検討

- ◇ 事業報告書は会計年度終了後、60日以内に提出を求めるものとする。その際、施設所管課は当該報告書を基に所定の書式により管理状況の検証を行い、不適切な状況があれば改善指導・監督するものとする。

なお、万一改善されない場合は、管理業務の一部又は全部の停止若しくは指定の取消しの検討を行うものとする。

2.4 指示の取り消し・管理業務の停止

- ◇ 指定管理者が町長の指示に従わないとき、管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずる。
- ◇ 指定の取消し等の原因となる事由としては、次のようなこととする。
 - ・ 報告の徴求又は調査に応じない場合、虚偽の報告を行った場合、又は調査を妨げた場合
 - ・ 指定管理者の申し込み資格を失った場合
 - ・ 指定申請書又は添付書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - ・ 施設の設置目的が達成できない場合や住民の平等利用が確保されないなど、管理業務が適切に行われない場合
 - ・ 団体の経常態の悪化により、施設の管理業務を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - ・ 組織的な違法行為が行われるなど、施設の管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当と判断される場合

2 5 その他

(1) 指定管理者への補助金・委託料について

- ◇ 指定管理者への補助金は、施設・団体の運営費補助ではなく、各事業ごとの補助を原則とする。その際、事業内容を決め、補助金の算定根拠を示し、実績報告書において使途を明確にすること。しかしながら、運営費補助としなければならない場合、その団体の収支実績を団体より提出させ把握し、残高が生じる場合は精算を検討すること。
- ◇ 指定管理者への指定管理料以外の委託料は、予定価格を算定し、複数の業者から見積もりを徴すること。随時契約の場合は理由を明確にすること。

(2) 借地料・温泉使用料について

- ◇ 施設用地の借地料については、管理者負担を原則とする。
 - ※ 地代等の恒常的に支出されるものについては指定管理料に含め、分かりやすい予算管理となるよう心がける。
- ◇ 近隣に比べ借地料が高額な場合、地権者に対し値引き交渉を行うこと。
- ◇ 温泉施設について、温泉使用料は管理者負担を原則とする。
 - ※ 温泉権利者に温泉量の値下げ等を働きかけ経費削減等を行うなど、より一層の経営努力を促す。

(3) 利益還元が可能な施設の取扱について

- ◇ 指定管理者制度の導入によって利益還元が可能な施設については、施設の設置目的により、利用料金の割引、サービスの向上、施設改修、地域還元（地域づくりへの参加や協賛など）等を行うよう指導すること。

(4) 施設等の改良・修繕について

- ◇ 軽微なものは指定管理者の負担とする。資産価値の向上又は耐用年数の延長に繋がる大規模修繕は町の負担を原則とする。
 - ※ 修繕とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。